

地域計画策定推進緊急対策事業

【令和6年度予算概算決定額 1,359 (799) 百万円】

<対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① **協議の実施・取りまとめ**
話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等
- ② **地域計画案の取りまとめ**
協議の結果を踏まえた地域計画案の作成、関係者への説明等
- ③ **地域計画の公告・周知**
関係者、地域住民への周知等

2. 農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による**目標地図の素案**の作成の取組を支援します。

3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や研修会の開催等
- ② 市町村等の取組への助言・指導

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-1760)

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086 (1,521)百万円】
(令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**目標地図に位置付けられた者が経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、融資を受けて**経営改善**の取組に**必要な農業用機械・施設を導入**する場合に支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

・スマート農業優先枠

ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）

・集約型農業経営優先枠

中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入

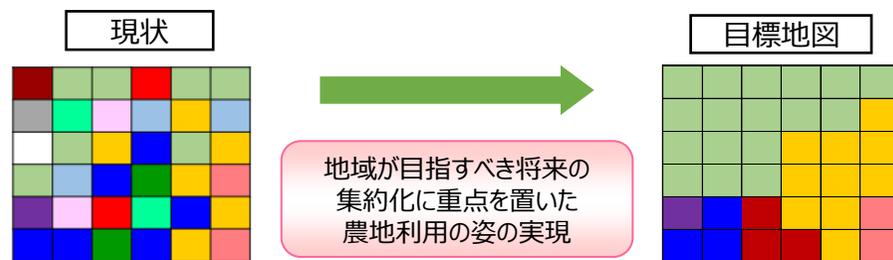
・グリーン化優先枠

「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和5年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業イメージ>



助成対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

助成内容

経営改善の取組に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）

補助率

事業費の3/10以内

補助上限額

300万円（経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については600万円に引上げ）
（先進的農業経営確立支援タイプ：
個人1,000万円、法人1,500万円）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和6年度予算概算決定額 250（290）百万円】

<対策のポイント>

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向け、地域の状況を踏まえたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年）

① ビジョンづくりへの支援

多様な農業人材からなる集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 具体的な取組の中核となる人材等を確保するため、新たな農業人材等を用いる経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】

ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

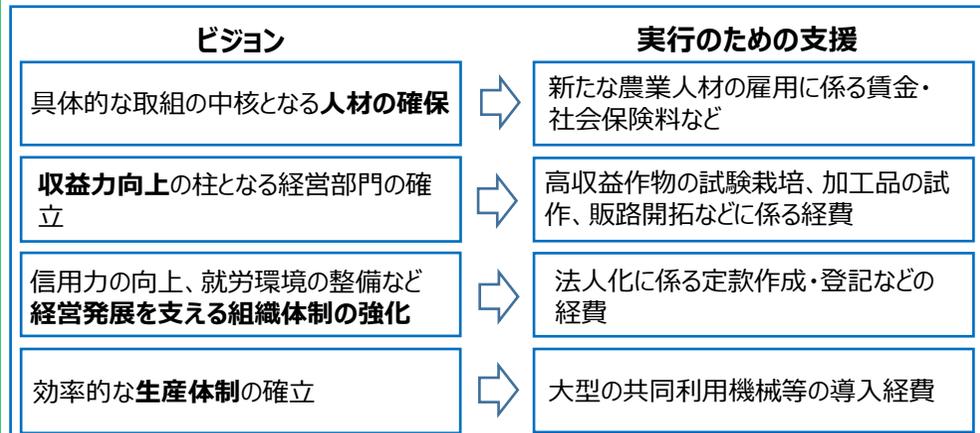
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

<事業イメージ>

課題

集落営農の構成員の高齢化が加速する中で
・先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな取組の展開
・集落営農の運営に不可欠な人材の雇用や経営基盤の強化
などにより、適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要

課題を乗り越えるための集落による取組（例）



普及組織、JA、市町村等が集中的にサポート

- ・経営状況等の分析
- ・取組の提案、話合いのサポート
- ・連携先の紹介・調整
- ・栽培技術等の指導 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

経営継承・発展等支援事業

【令和6年度予算概算決定額 100（100）百万円】

<対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が行う、経営発展の取組を支援します。

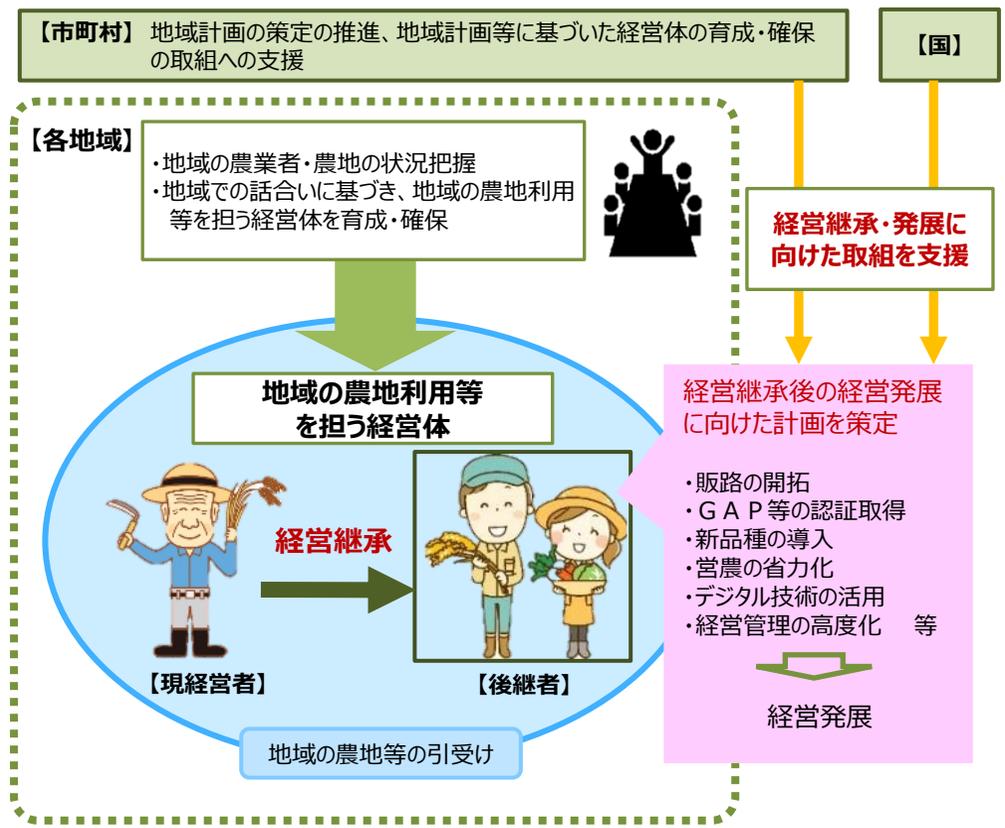
<事業目標>

継承にあわせ経営発展の取組を行った後継者のうち8割以上が5年後にも経営を継続

<事業の内容>

地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、持続的に地域の農業を担うために経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



農業経営・就農支援体制整備推進事業

【令和6年度予算概算決定額 534（513）百万円】

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

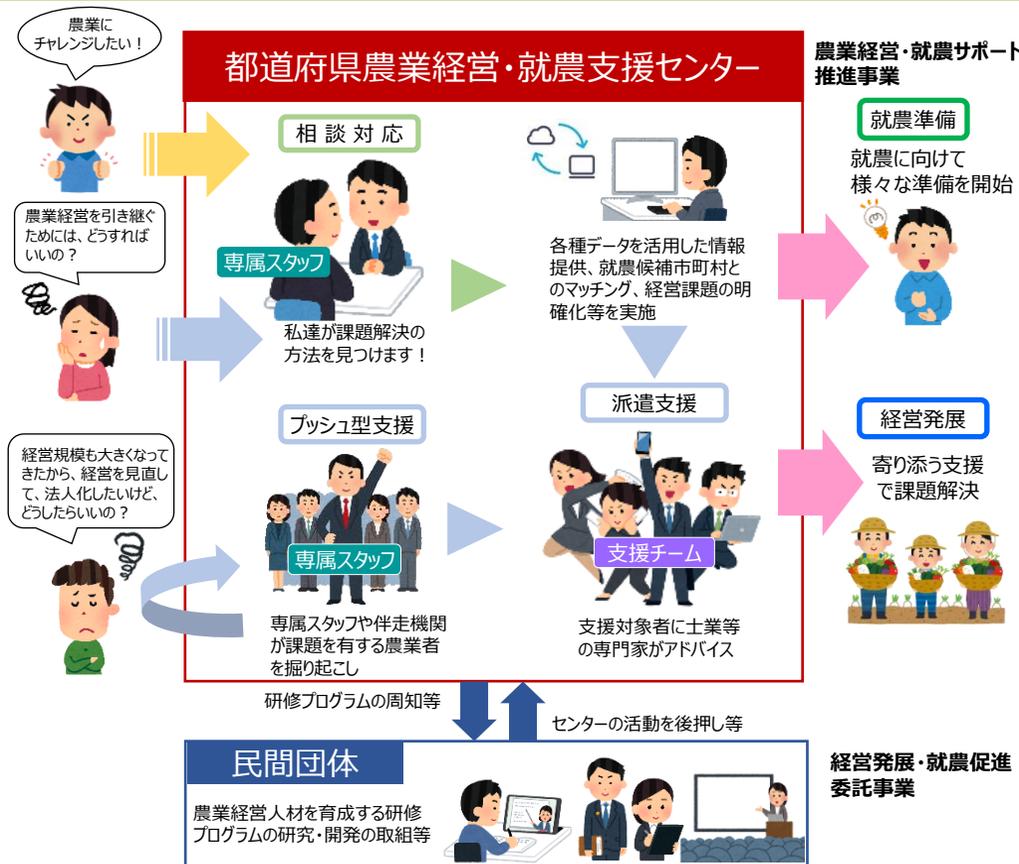
<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業経営・就農サポート推進事業** 414（455）百万円
 都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
- 2. 経営発展・就農促進委託事業** 90（8）百万円
 農業経営人材を育成する研修プログラムの研究・開発の取組等を行います。
- 3. 優良経営体表彰等事業** 30（30）百万円
 全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-3502-6441)

<対策のポイント>

認定農業者等について、農業者年金の**保険料負担を軽減**しその経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

<事業目標>

農業者の老後生活の安定を図るとともに、保険料負担を軽減することにより認定農業者等を確保

<事業の内容>

<農業者年金制度の概要>

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される**政策年金**として**昭和46年に発足**しました。

平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、**認定農業者等の保険料負担を軽減**し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金 691 (880) 百万円

新制度に加入する**認定農業者等の負担軽減**を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

2. 農業者年金給付費等負担金 75,384 (75,384) 百万円

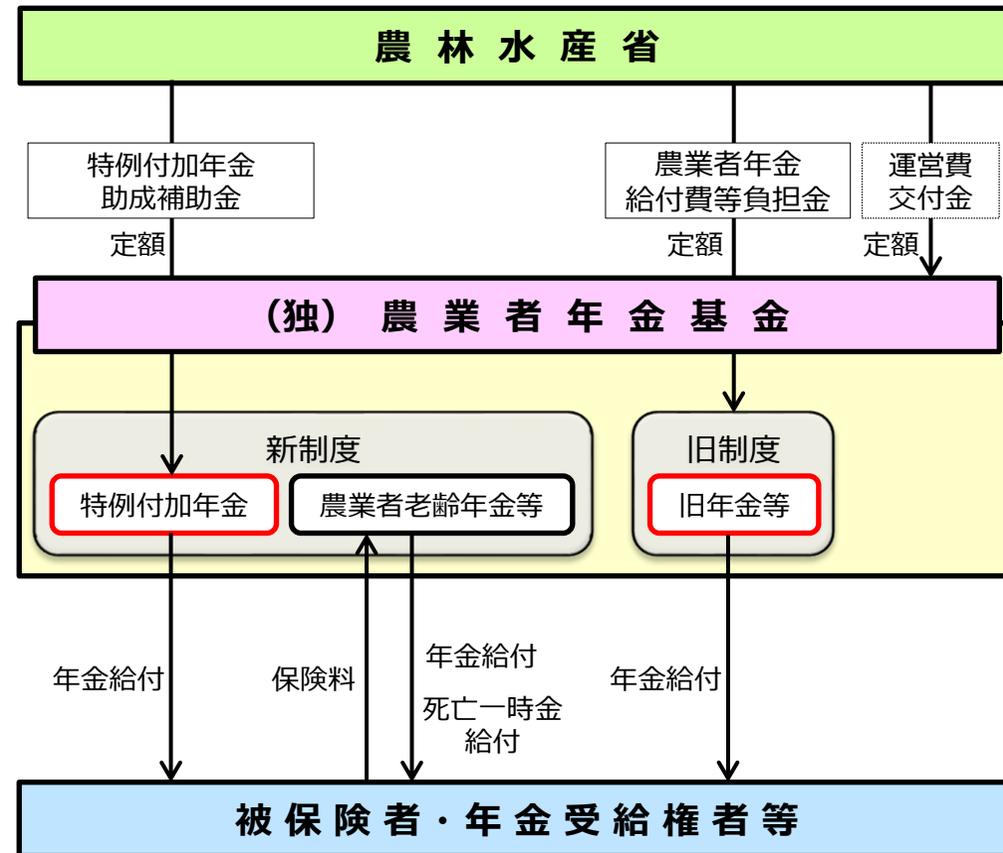
旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

(関連措置)

(独) 農業者年金基金運営費交付金 4,660 (4,707) 百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

<事業イメージ>



<対策のポイント>

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

<事業の内容>

1. アイヌ農林漁業対策事業

181（181）百万円

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備を支援**します。

2. 沖縄農業対策事業

392（392）百万円

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備を支援**します。

<事業イメージ>

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況と比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「北海道アイヌ政策推進方策」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対象メニュー：

- 農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）
- （林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）
- （養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚荷さばき施設等）

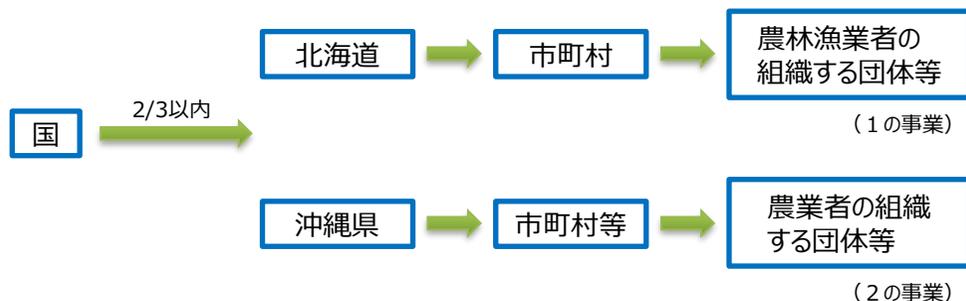
沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

<事業の流れ>



<対策のポイント>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

<事業目標>

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

<事業の内容>

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該団体職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県に委託し、農林漁業団体や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

（参考）人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。

<事業イメージ>

人権問題啓発活動の実施

1. 人権問題啓発推進事業
全国農林漁業団体の職員等を対象
2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業
都道府県内の農林漁業団体、農地所有適格法人、集落営農組織等を対象

（取組内容）

- ・ 人権問題啓発に関する研修会や会議の開催
- ・ 人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布 など



（人権問題啓発研修会）

<事業の流れ>



農林漁業を振興する上で阻害要因となる人権問題を解消

活力ある地域農林漁業を確立

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和6年度予算概算決定額 17,210 (18,037) 百万円】

(令和5年度補正予算額 3,143百万円)

<対策のポイント>

地域の農地の将来像を目標地図として明確化する、地域計画の策定の法定化に伴い、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の全体像>

農業委員会等

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

農業委員会交付金

農業委員会法に基づく農業委員会の事務の円滑な処理のための支援

都道府県農業委員会ネットワーク 機構負担金・農地調整費交付金

都道府県農業委員会ネットワーク機構等が行う農地法に規定された業務の実施等を支援

地域計画策定推進緊急対策事業

地域計画の策定における目標地図の素案作成等を支援

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンクによる農地の集約化等に係る事業運営等に要する経費や農地バンクが行う遊休農地解消のための簡易な整備を行うために必要な取組等を支援

機構集積協力金交付事業

地域のまとまった農地の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域を支援

関連対策

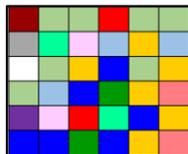
- 農業競争力強化基盤整備事業<公共>
- 農地耕作条件改善事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 持続的生産強化対策事業
〔うち、果樹支援対策、茶・薬用作物等支援対策〕

農地中間管理機構を中心とする関係者の連携で
農地の集積・集約化を推進

目標地図の実現に向け、農地バンクを活用

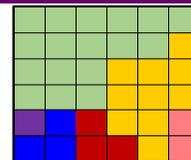
現状

地域内の分散・
錯綜した農地利用



目標地図

担い手ごとに集約化
した農地利用
農地の集積・集約化
でコスト削減



農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,000百万円)

<対策のポイント>

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地中間管理機構事業

4,013 (4,291) 百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業

600 (600) 百万円

【令和5年度補正予算】3,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



- ・市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- ・農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- ・農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

<中間保有の強化>

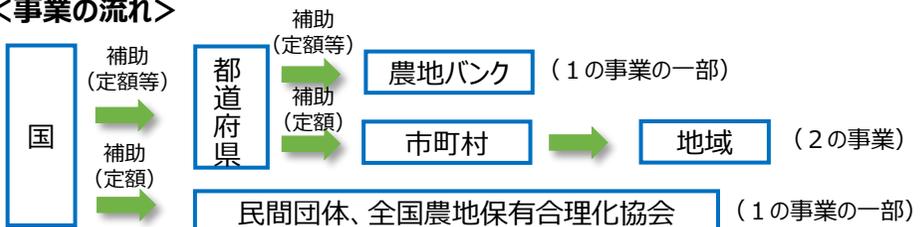
- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【1.3万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

<事業の流れ>



農業委員会による農地利用の最適化の推進

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,748 (2,757) 百万円
【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 4,560 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

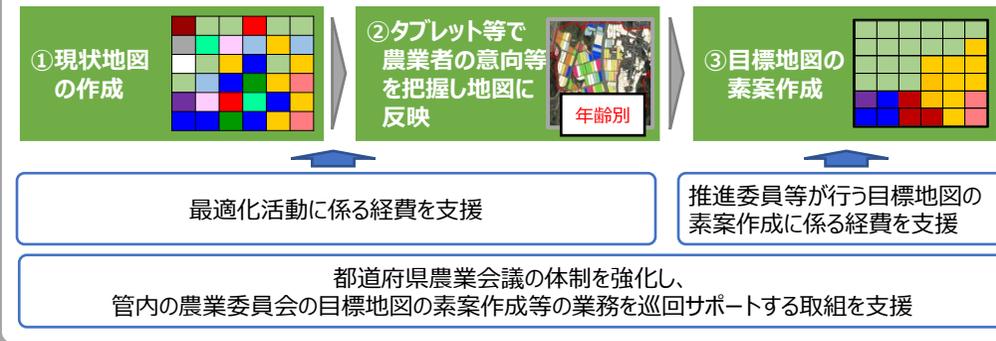
【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%（令和4年度））

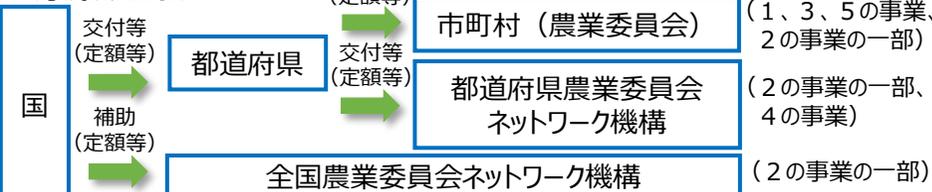
※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1, 3, 4 of the projects) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
(2 of the projects) 農地政策課 (03-6744-2152)
(5 of the projects) 農地政策課 (03-6744-2153)

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<事業目標>

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続きを実施 [令和11年度まで]

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費

111 (111) 百万円

国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。

相続土地国庫帰属制度により、国が取得した農地の管理を行うための経費を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

1,694 (1,694) 百万円

都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の調査及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

① 農地等価格鑑定料 14 (16) 百万円

国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。

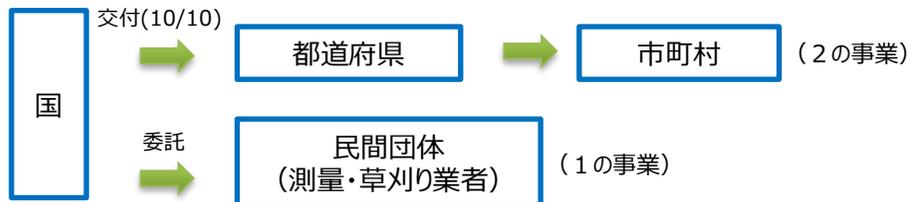
② 不動産購入費 7 (7) 百万円

農地等の買収等に必要な経費を措置します。

③ 幼齢林等補償費 2 (2) 百万円

農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【事業対象】

- 農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等
- 相続土地国庫帰属法に基づき国が取得し、管理を行っている農地



[国有農地等管理処分委託費等 (国)、国有農地等事務取扱交付金 (都道府県)]

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全 (防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等)
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→測量・境界確定、表示登記を実施
- 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和6年度予算概算決定額 123（123）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

- 福島県の原子力災害被災12市町村においては、住民の帰還が徐々に進む中、営農再開に向けた取組が進められているところですが、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付**します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（6割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業

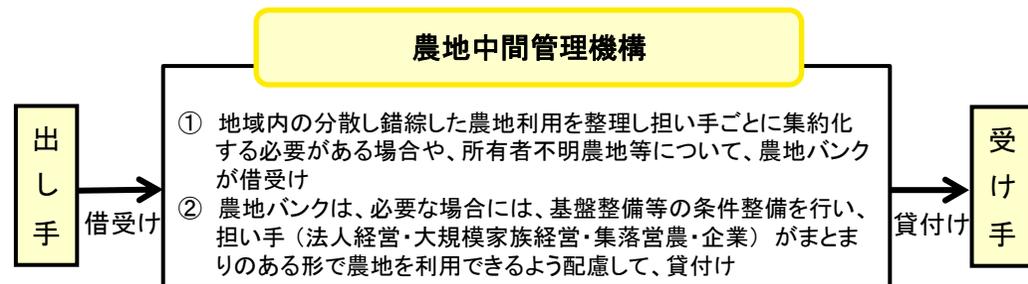
66（66）百万円

福島県の原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業

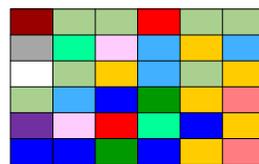
57（57）百万円

福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、農作業受委託も含めて、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<農地の集積・集約化（イメージ）>

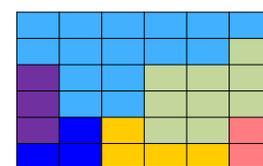
地域内の分散・錯綜した農地利用



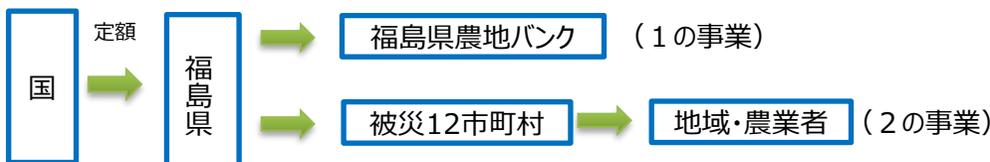
■：所有者不明農地

営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

- ・地域内の農地面積の一定割合（4%超）以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付。
- ・一般会計については、低階層の交付単価を撤廃するが、特別会計においては、存続。
- ※地域集積協力金は、一般会計と特別会計により支援。

【経営転換協力金】

- ・令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

新規就農者育成総合対策

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円】
【令和5年度補正予算額 3,500百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の全体像>



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

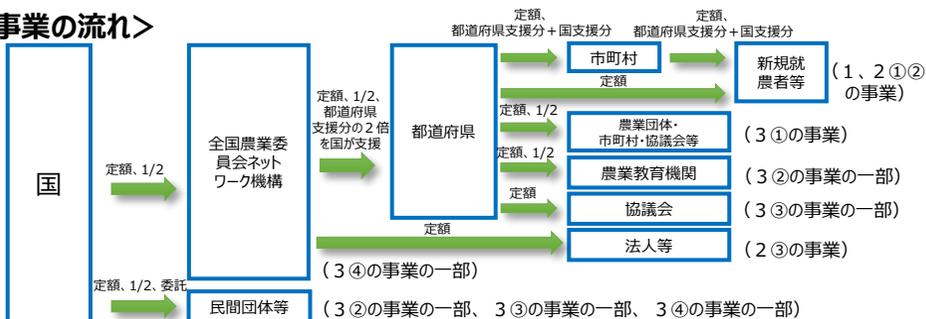
3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

(令和5年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 <例> 国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業※1

- ・研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- 農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得 等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施

④ 農業人材確保推進事業

- インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

新規就農者に対する**経営発展のための機械・施設等の導入**を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

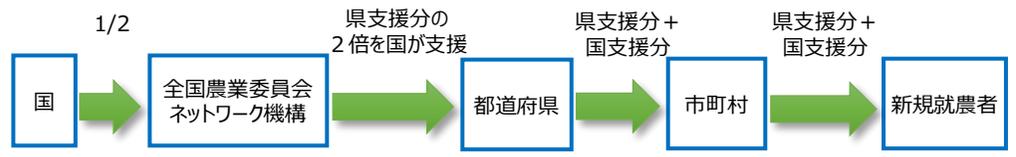
40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

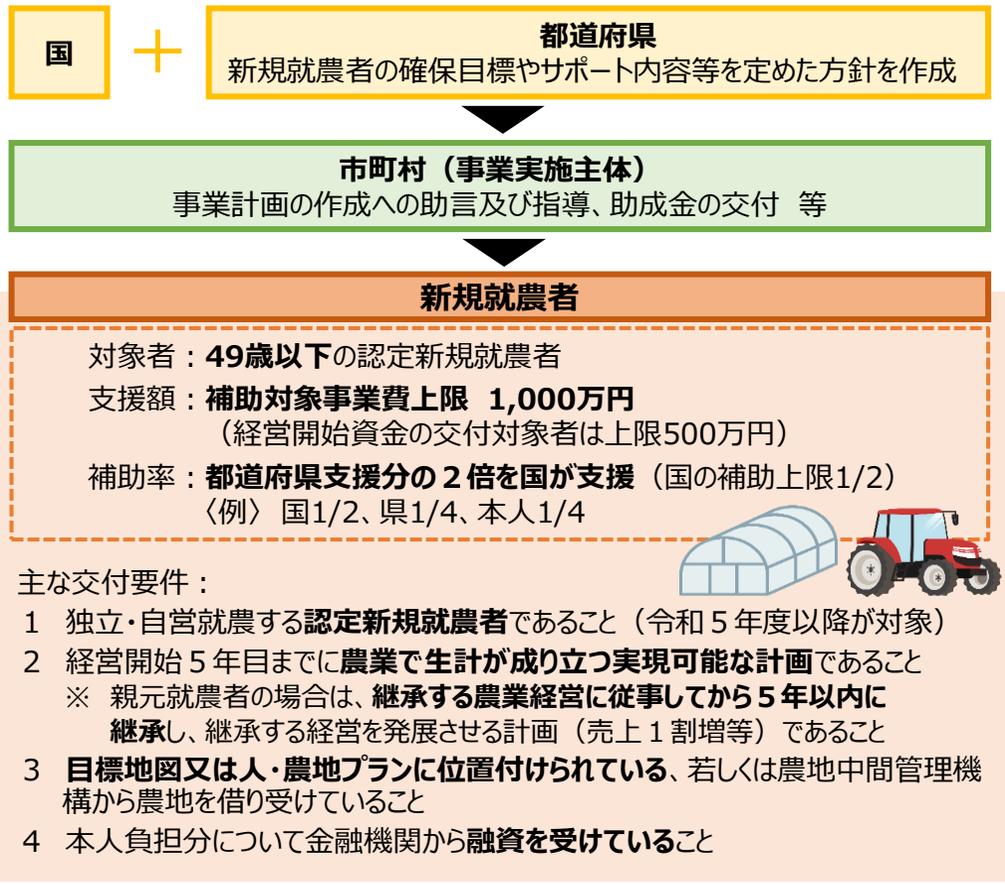
就農後の経営発展のために、都道府県が**認定新規就農者**に対して**機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、**都道府県支援分の2倍を国が支援**します。（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））

・取組計画に応じた事業採択方式

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

<事業の流れ>



経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

<主な交付要件>

- 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち 雇用就農資金

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

雇用就農者の確保・育成を推進するため、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付^{※1,2}。(年間最大60万円、最長4年間)

2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付^{※1,2}。(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

<事業の流れ>



○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ



<農業法人等の主な要件>

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善^{※3}に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめの.JP)に掲載していること

<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

○ 次世代経営者育成支援タイプ

<派遣元農業法人等の主な要件>

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

<派遣研修生の主な要件>

- ・ **原則55歳未満**の者であること



- ※1 新規雇用就農者の増加分が対象
- ※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算
- ※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者の技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

4. 社会人向けの農業研修の実施

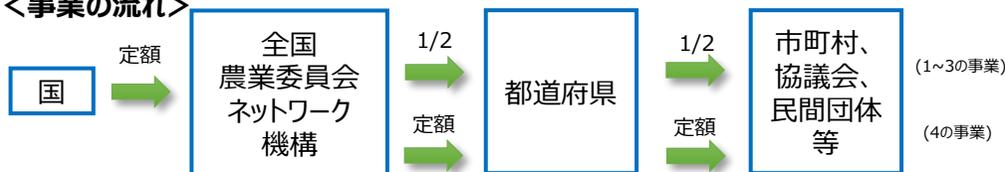
農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

<事業実施主体>

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

- ※ 1 サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていることが要件
(サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須)
- ※ 2 市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていることが要件

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)
(2・3・4の事業) (03-6744-2160)

<事業イメージ>

1. 就農相談体制の整備

地域の新規就農サポート体制



<支援内容>

- ・就農相談員による就農希望者等の相談対応
- ・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

2. 研修農場の整備



<支援内容>

- ・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等
(例：ハウス、トラクター、管理機、果樹棚等)
(研修終了後は、新規就農者へのリースも可)
- ・補助率：1/2

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート



<支援内容>

- ・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
- ・新規就農者向けの研修会の開催等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

4. 社会人向けの農業研修の実施



<支援内容>

- ・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修(3~6ヶ月程度)の実施
- ※ 時期等の異なる複数の研修コースを実施可能
- ・補助率：定額、上限：300万円/1地区

新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、現場実習、出前授業の実施等を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 全国事業

- 民間団体による以下の取組を支援します。
 - ・ 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
 - ・ 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組（定額又は1/2）
 - ・ 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

2. 都道府県事業

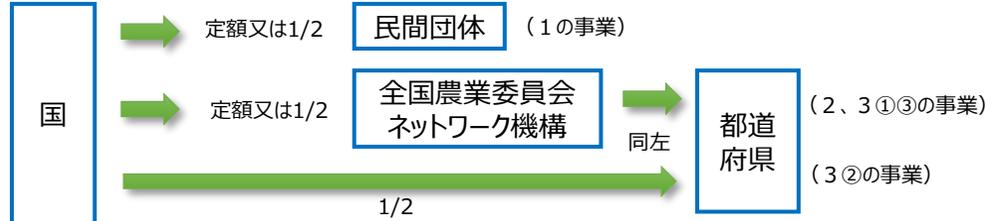
- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置づけられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実のための取組を支援します。
 - <取組例>
 - ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
 - ・ 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備（1/2以内）
 - ・ 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組（定額）

3. (令和5年度補正予算)

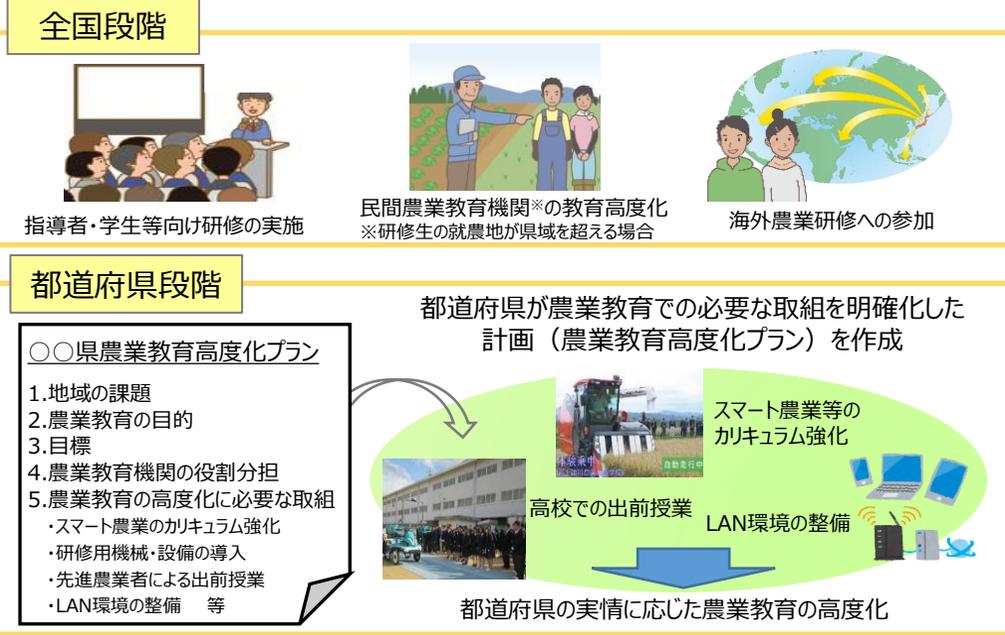
新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

- 農業大学校・農業高校等における以下の取組を支援します。
 - ① 農業用機械・設備の導入、無線LAN等のICT環境の整備（1/2以内）
 - ② 有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組（グリーン教育推進）（定額）
 - ③ 技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



(補正予算) 農業教育環境整備事業

<p>①スマート農業機械等の導入</p>  ドローン  自動操舵システム  水管理システム  無線LAN、タブレット	<p>②グリーン教育推進</p> <p>有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援 (補助上限1,500万円/1都道府県)</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機実習ほ場の設置 ・ 研修用機械・設備の導入 ・ 指導者の確保・育成 ・ 教育コンテンツの作成 ・ 有機JAS講習会の受講 等 	<p>③研修施設等の整備</p>  農業用ハウス  畜舎  講義室
---	--	--

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

<対策のポイント>

農業分野において、リ・スキリングによるスキルの獲得・向上を通じて、デジタル・グリーン等の様々な経営課題に対応できる人材育成を図るため、現役農業者がスマート農業や有機農業等の新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

都道府県・JA・民間企業等の関係機関が連携して、現役農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルを構築・実施する取組を支援します。

【補助率：定額（上限3,500万円※/1都道府県）

※継続地区は2,000万円定額】

○ 支援対象となる取組の例：

- ・ 推進会議の開催
- ・ 農業用機械・設備の導入（リース・レンタル含む）、農業用ハウスのリノベーション
- ・ 農機メーカー、先進農家等の外部講師による講義・実習
- ・ 研修ほ場の設置
- ・ 研修コンテンツの作成・配信
- ・ 各産地における出前講座の実施 等

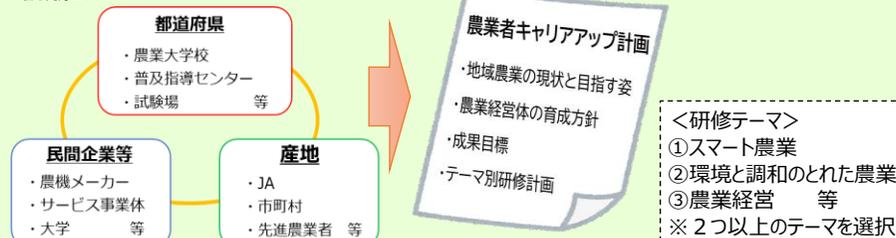
<事業の流れ>



<事業イメージ>

関係機関の連携の下、新たな技術の習得に向けた研修計画を作成

<協議会※>



※ 3つ以上の者（都道府県は必須）が構成員となる場合は、都道府県を事業実施主体とすることも可能

研修計画に基づき、体系的な研修を実施

○ 耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



○ 有機農業研修

○ 産地での出前講座

○ オンライン講座



体系的な研修の実施

デジタル・グリーン分野の人材を育成

<対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業インターンシップ**等の取組を支援します。

<事業目標>

- 40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「**農業をはじめer.JP**」による**就農希望者への情報発信**を支援します。
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び**就農相談から就農、定着、経営発展**を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

<新規就農相談・情報発信>

全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、**全国データベースの管理・運営**



全国データベースの管理、運営

2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

<就農相談会実施>

東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催



3. 農業インターンシップ支援

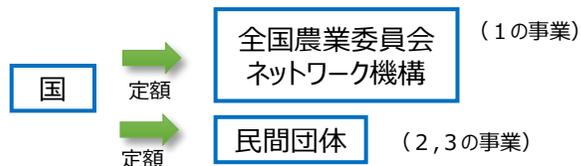
就農希望者が自らの農業適性を確認するため、**短期間の農業就業体験の実施**を支援します。

<農業インターンシップ支援>

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業現場における労働力不足を解消するため、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

<事業目標>

産地の労働力不足への充足

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業労働力確保支援

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

【補助率：定額（上限350万円/年）】

また、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**に取り組む場合、確保した労働者の**交通費・宿泊費**を支援します。

【補助率：定額（上限1,000万円）】

2. （令和5年度補正予算）働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保

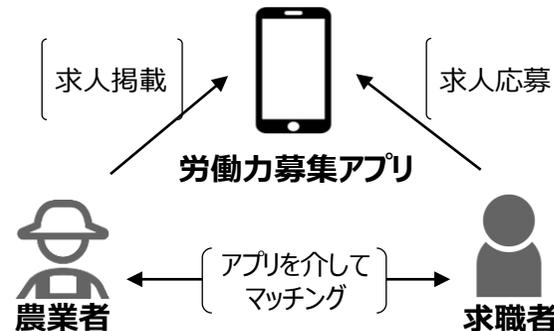
体制強化事業

上記1の事業内容のほか、**地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就労条件改善及び労働力確保等のための取組**を支援します。

<事業の流れ>



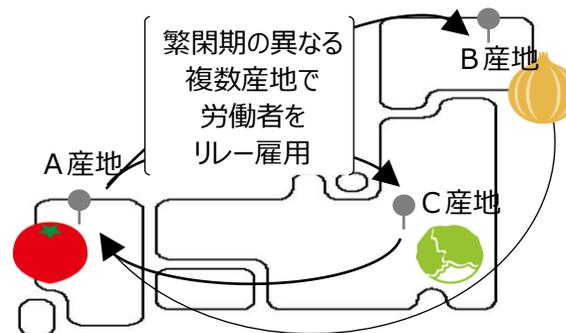
◆ 産地内における労働力確保（例：労働力募集アプリの活用）



支援対象となる取組例

- 産地でのアプリ導入・周知の実施
- 農業者向けのアプリ利用説明会や労務管理セミナーの開催
- 求職者向けの農作業紹介動画の作成

◆ 他産地・他産業連携等による労働力確保（例：労働者のリレー雇用）



支援対象となる取組例

- 産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数等）に関する調査の実施
- 連携産地による共同での人材の募集

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

3. （令和5年度補正予算）働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要な**カリキュラム・コンテンツの開発や講習会開催等**の取組を支援します。

○ 令和6年度予算

1. 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
2. 外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------------|
| 1. 試験の作成・更新 | 試験の実施（農業・漁業） | |
| 2. 相談窓口の設置 | 外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動 | 優良事例の収集・周知 等 |

○ 令和5年度補正予算

1. 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催
2. 国内の外国人材への学習機会の提供

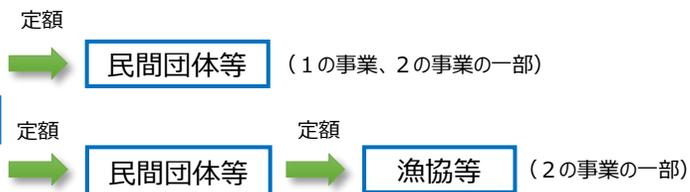
民間団体等

- | | |
|-------------|-------------|
| 現地説明・相談会の開催 | 学習機会の提供（農業） |
|-------------|-------------|

【お問い合わせ先】

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料製造業分野）	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	（03-6744-1869）
（外食業分野）	外食・食文化課	（03-6744-2053）

<事業の流れ>



女性が変わる未来の農業推進事業

【令和6年度予算概算決定額 74（85）百万円】
（令和5年度補正予算額 650百万円の内数）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による**農業の発展、地域経済の活性化**のため、**地域のリーダー**となり得る**女性農業経営者の育成**、**女性グループの活動**、**女性が働きやすい環境整備**、**女性農業者の活躍事例の普及**等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和7年度まで]）
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（15% [令和7年度まで]）
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和7年度まで]）
- 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）
- 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 女性が変わる未来の農業推進事業

① 女性活躍に向けた全国事業

全国共通の研修コンテンツ（女性リーダーの育成、女性活躍の意義等）の作成や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

② 地域における女性活躍推進事業（地域事業）

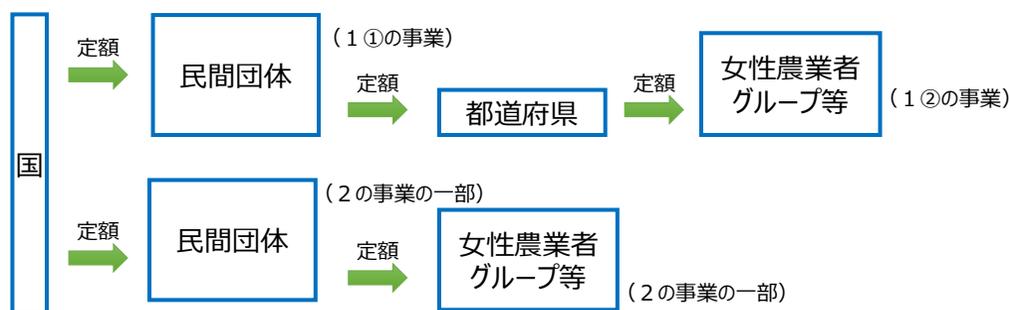
各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、**地域のリーダー**となり得る**女性農業経営者の育成**、**地域の女性農業者グループの活動**、**女性農業者の育児と農作業のサポート活動**等の取組を支援します。

2. （令和5年度補正予算）

働きやすい環境づくり緊急対策のうち女性の労働環境整備・活躍強化事業

男女別トイレや更衣室の確保等の**女性農業者が働きやすい環境の整備**や**全国女性リーダー育成研修の実施**、**女性グループの活動**を支援します。

<事業の流れ>



女性活躍に向けた Stage	農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定への参画
令和6年度予算	全国事業	社会参画の推進	研修コンテンツの作成 地域事業で活用できる研修コンテンツの作成	
		環境整備	女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等	
令和5年度補正予算	地域事業※	社会参画の推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施
		環境整備	女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知	女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等
令和5年度補正予算	全国事業	社会参画の推進	女性農業者グループの活動推進 都道府県を越えて連携・活動する女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 全国女性リーダー育成研修の実施
		環境整備	女性が働きやすい環境の整備 男女別トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、アシストスーツ等の確保	

※ 地域事業については、実施する都道府県において農業分野の女性登用の目標及び目標達成に向けた取組計画を定めていること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

<対策のポイント>

スマート農業の実装に当たっては、**スマート農業機械等を使いこなし、データを経営に活かすことができる人材の育成が重要**です。
このため、農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、**スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備**を行います。

<事業目標>

全農業大学校でスマート農業をカリキュラム化 [令和7年度まで]

<事業の内容>

スマート農業に精通する人材の育成を進めるためには、

- ・ **スマート農業に関心を持つ学生や経営を発展させたい農業者等が、いつでも誰でもスマート農業について体系的に学習**できるようにするとともに、
- ・ 教育機関の**教員が、スマート農業の指導に必要な知識を習得**できるようにすること
が必要です。このため、以下の取組を行います。

1. スマート農業拠点校の設置

拠点校（民間教育機関・大学含む）において、モデルとなる最先端のスマート農業教育カリキュラムを研究・開発し、他の農業教育機関等へ波及します。

2. スマート農業教材の充実

農業教育機関における講義や、学生・生徒の自習に活用できる、スマート農業教材を作成します。

3. 教員向け研修の実施

学生・生徒がスマート農業技術を十分に習得できるよう、教員のスキルアップに資する研修を実施します。

4. 農業者向け研修の実施

全国の農業者を対象に、最新のスマート農業技術を習得できる研修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業拠点校の設置

【拠点校】



【内容】
スマート農業拠点校を設置し、モデルとなる最先端のスマート農業教育カリキュラムを研究・開発

2. 教材の充実



【内容】
オンライン教材等の教育コンテンツを充実

3. 教員向け研修



【内容】
農業大学校や農業高校の教員が、体系的に学ぶことができる研修を実施

4. 農業者向け研修



【内容】
全国の農業者等を対象に、スマート農業について体系的に学べる研修を展開

青年等就農資金

【令和6年度予算概算決定額 460（319）百万円】

＜対策のポイント＞

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

＜事業目標＞

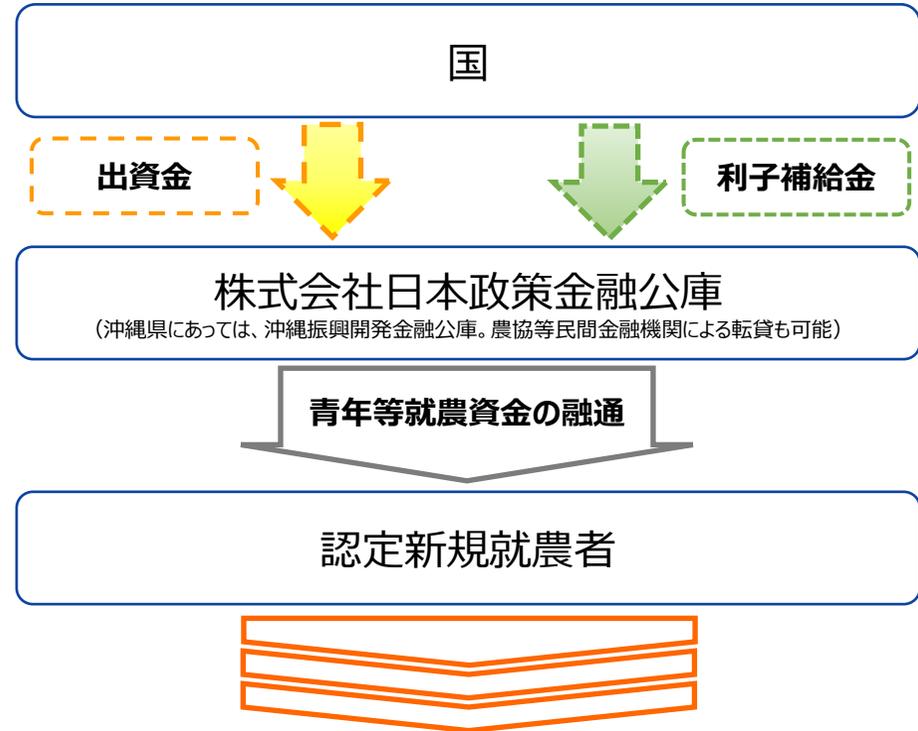
新規就農者の定着

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の大過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）
※農地等の取得は除く
- 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- 貸付利率：法定無利子
- 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)
- 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)
- 融資枠：182(172)億円
(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2(2)億円)



新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

[予算事業]

- 青年等就農資金利子補給金 396(255)百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 青年等就農資金円滑化業務出資金 64(64)百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和6年度予算概算決定額 3,795 (3,337) 百万円の内数】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

以下のいずれかに該当する認定農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

- ① 目標地図に位置付けられた者
- ② 人・農地プランに位置付けられた者
- ③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

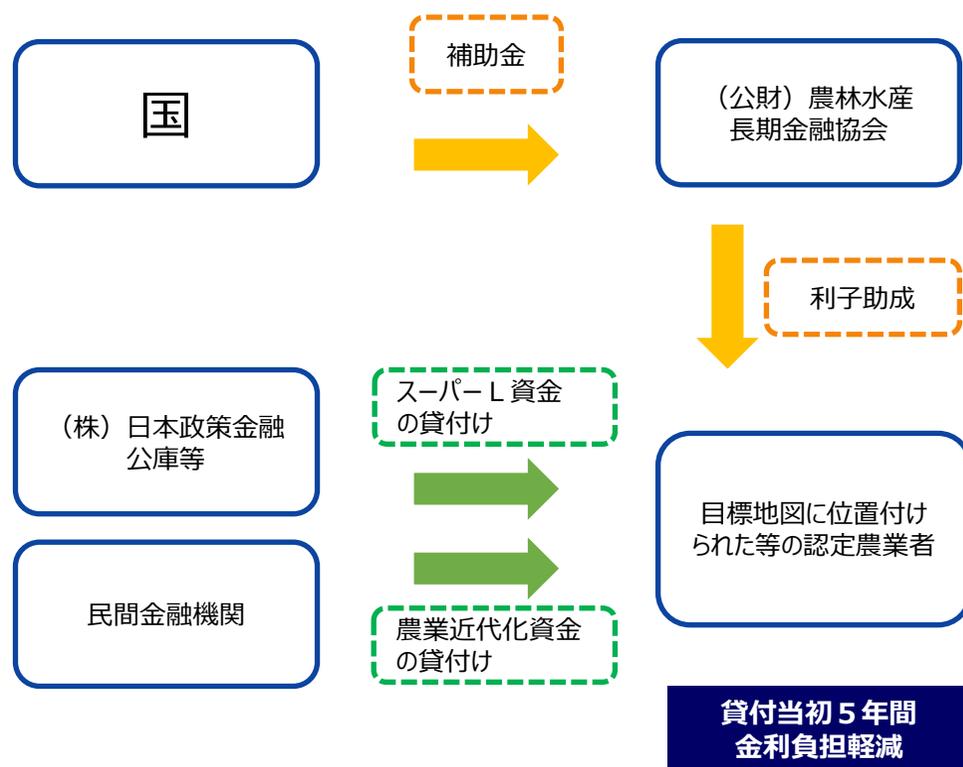
また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

対象資金：スーパーL資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



被災農業者等への金利負担軽減措置

【令和6年度予算概算決定額 3,795 (3,337) 百万円の内数】

<対策のポイント>

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

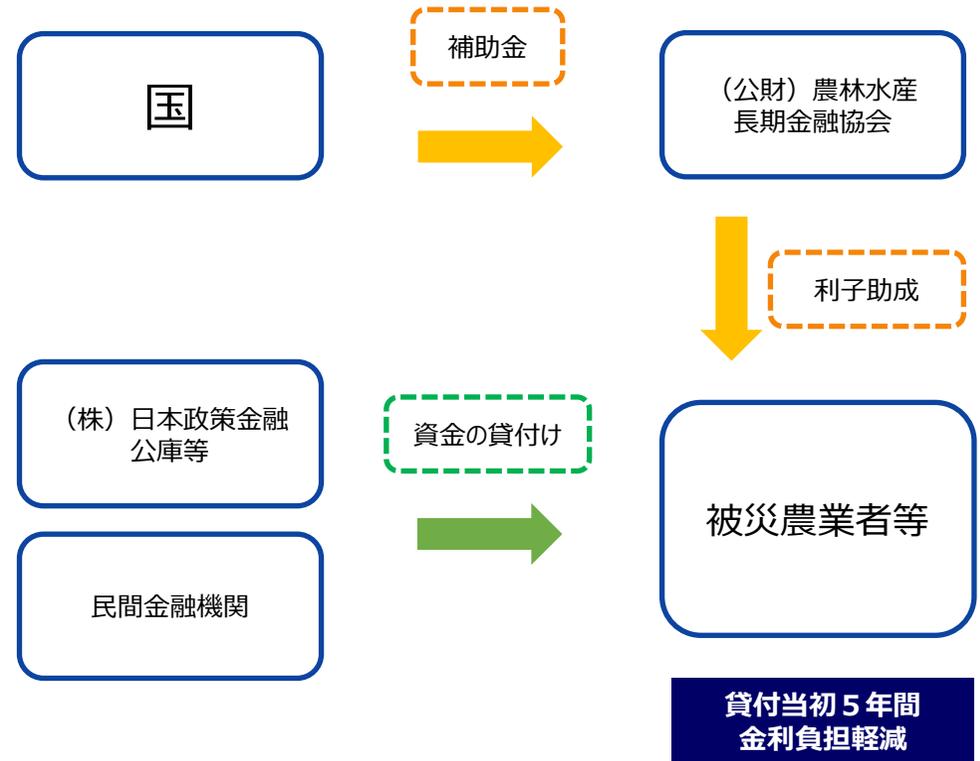
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初5年間の金利負担を軽減**します。

2. 対象資金等

- 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・農林漁業施設資金
 - ・農業基盤整備資金
 - ・農林漁業経営資本強化資金
 - ・農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2167)

スーパーS資金の金利負担軽減措置 (農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和6年度予算概算決定額 18(18)百万円】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、農業信用基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

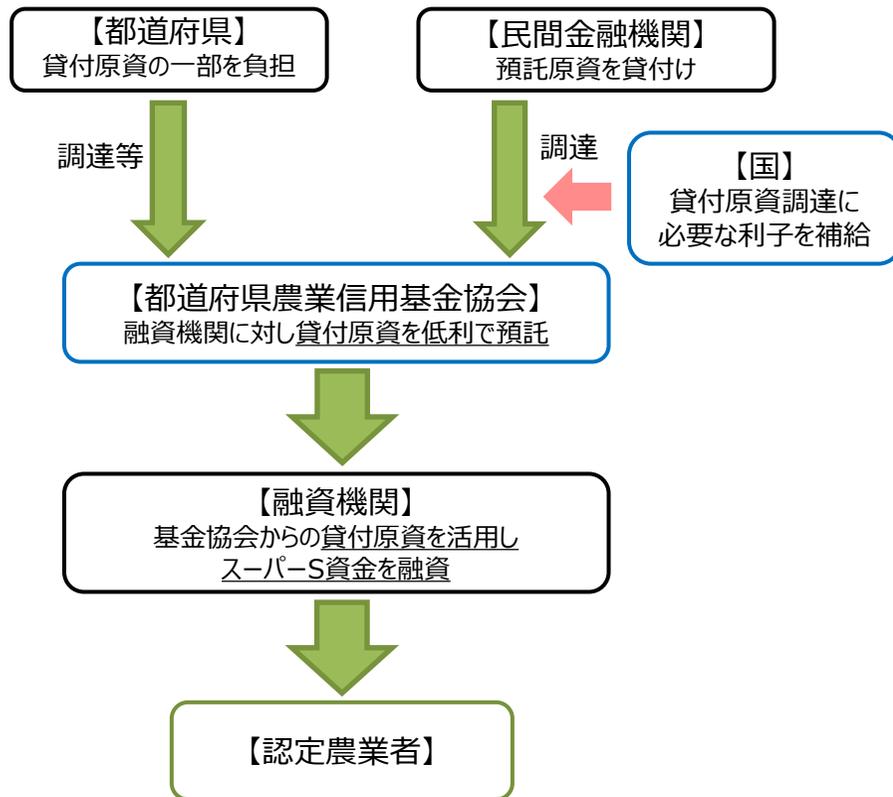
2. 対象資金等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金用途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2,000万円

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2165)

<対策のポイント>

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

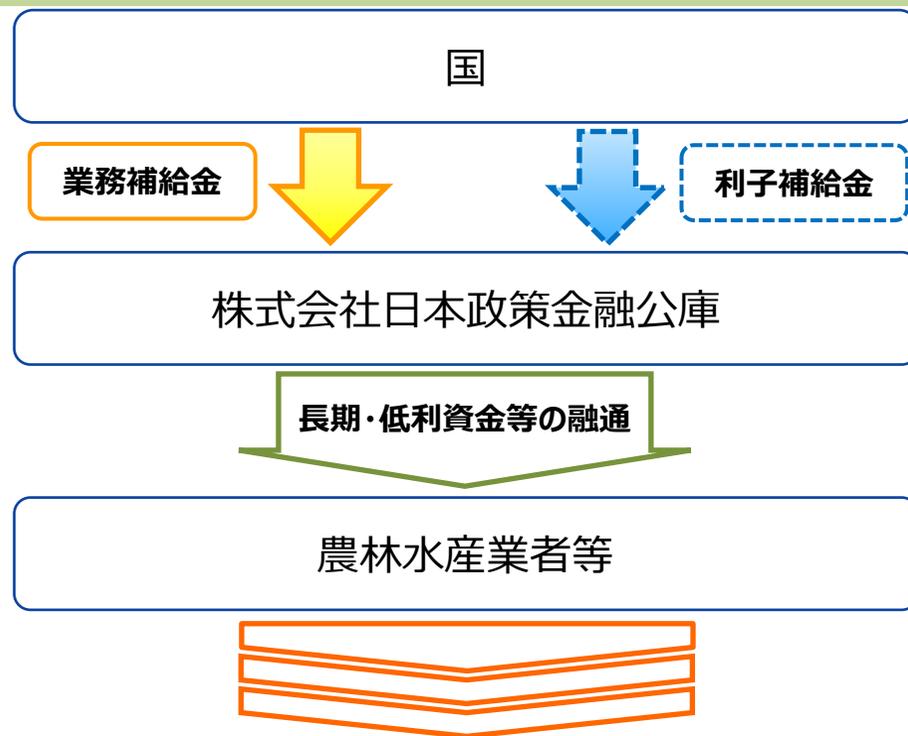
<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

- 1. 農林水産業者向け業務補給金** 16,619百万円
 意欲ある農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利資金を融通する際に生ずる金利に上乗せできないコストについて、所要額を補給金として交付します。
- 2. 農業改良資金利子補給金** 42百万円
 生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 3. 担い手育成農地集積資金利子補給金** 606百万円
 農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 4. 青年等就農資金利子補給金** 396百万円
 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するために必要な資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

<事業イメージ>



意欲ある農林水産業者等の育成・確保

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業者が借り入れる農業近代化資金等について、保証料負担の軽減や無担保無保証人等での債務保証の引受けを行い、その融通を円滑化します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業信用保証保険基盤強化事業

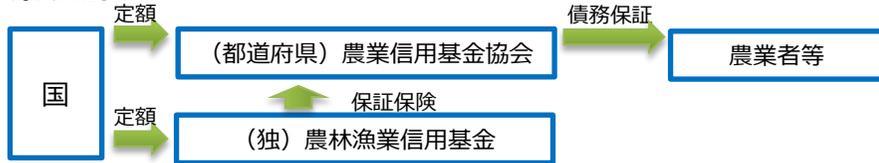
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料を軽減するための補助金等を交付。

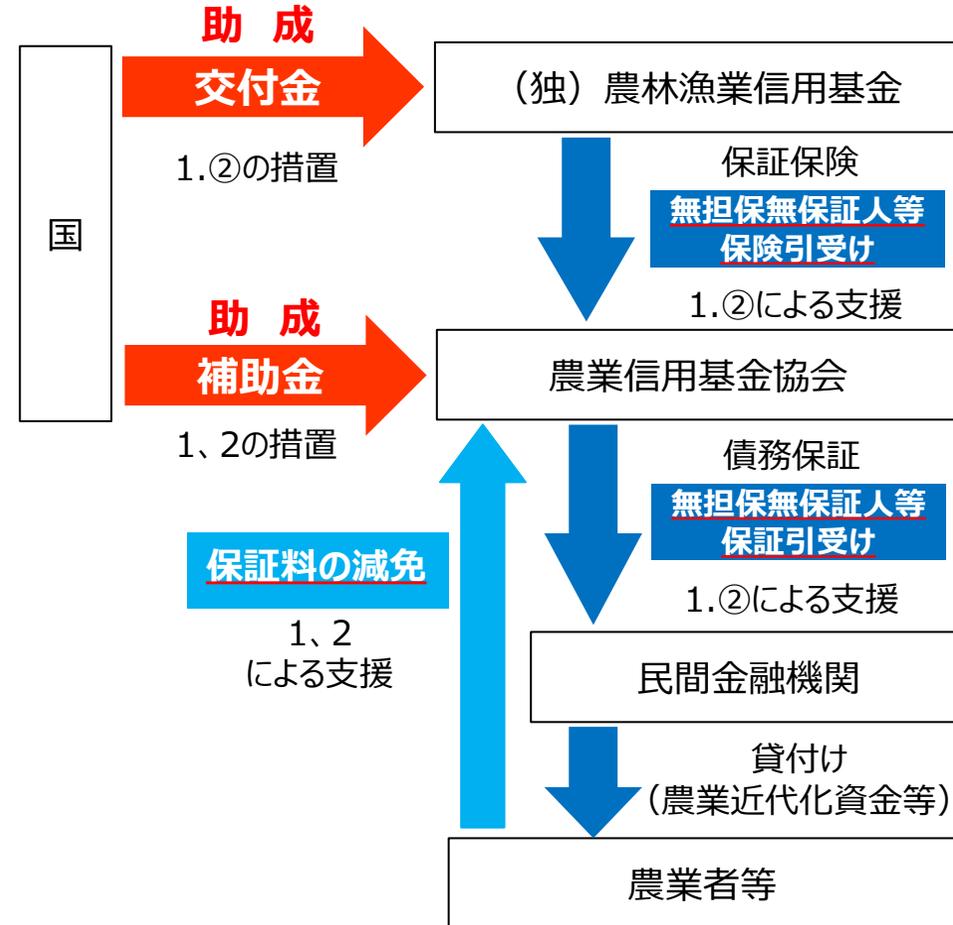
2. 農業近代化資金保証料助成金交付事業

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するための補助金を交付。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農業経営の復旧・復興のための金融支援

【令和6年度予算概算決定額 408（504）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<事業目標>

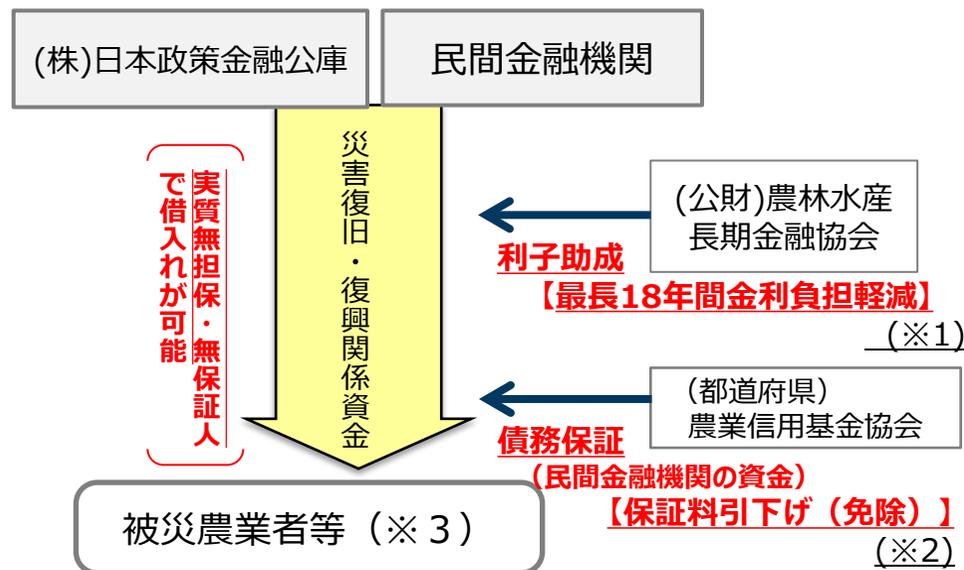
被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

<事業イメージ>

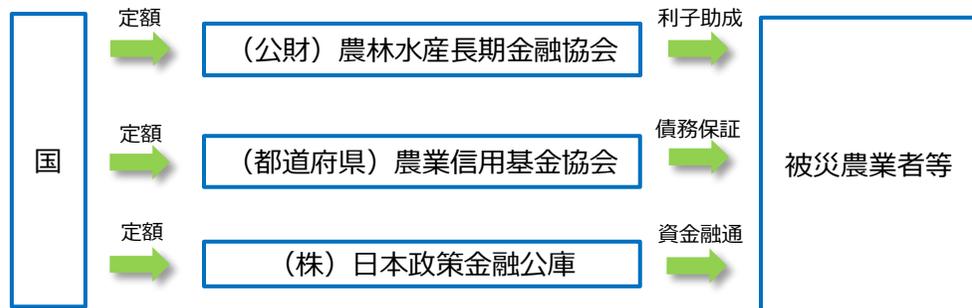
- 1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業** 400（489）百万円
被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**金利負担を軽減します（最長18年間）**。
- 2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業** 6（8）百万円
復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者等に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付。
- 3. 株式会社日本政策金融公庫補給金** 2（7）百万円
被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した（株）日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付。
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
(※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
(※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局局金融調整課 (03-3501-3726)

収入保険制度の実施

【令和6年度予算概算決定額 34,801 (30,643) 百万円】
【令和5年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

31,879 (27,838) 百万円
【令和5年度補正予算】3,700百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援 2,921 (2,805) 百万円

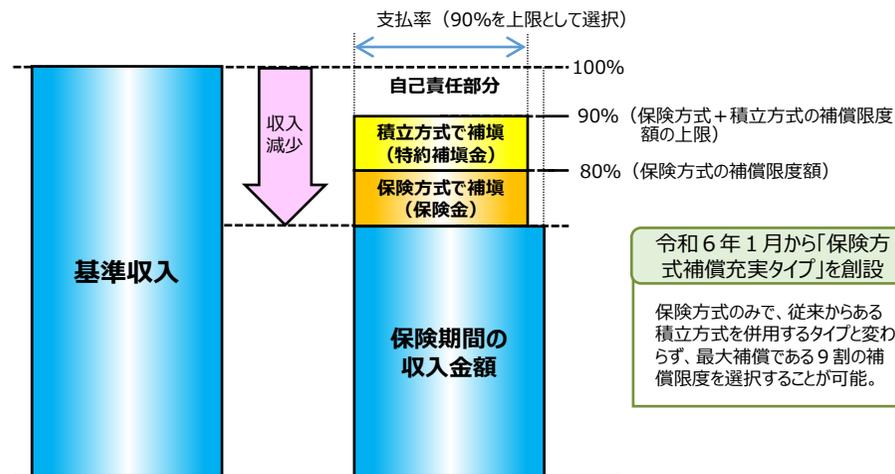
- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



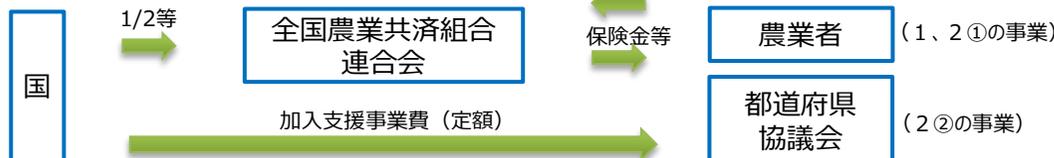
過去5年間の平均収入（5中5）を基本

規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

<事業の流れ>

保険料・積立金・付加保険料



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

農業共済事業の実施

【令和6年度予算概算決定額（所要額） 81,363（80,113）百万円】

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 47,410 (46,888) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,502 (32,806) 百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450 (419) 百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)
(2、3の事業) 経営局保険監理官 (03-3502-7380)

<事業の流れ>

